

**〔事由B：生計維持者が事故又は病気により、3か月以上、就労が困難〕  
家計急変採用の申請時に提出が必要な書類一覧（兼チェックシート）**

**■全事由共通**

| 必要書類                        | 提出先               | チェック欄 |
|-----------------------------|-------------------|-------|
| 1. 奨学金確認書兼地方税同意書【原本】        | 申請者→JASSOの指定する提出先 |       |
| 2. 給付奨学金（家計急変採用）確認事項提出書【原本】 | 申請者→学校→JASSO      |       |

※ 1～2は定期的な募集（春・秋、予約採用）により、すでに給付奨学生である場合は、提出不要です。代わりに所定様式「家計急変による支援区分変更願」を提出してください。所定様式は在学から受け取ってください。

**■家計急変事由Bに対応する証明書類**

| 必要書類  | 提出先          | チェック欄 |
|---|--------------|-------|
| 3. 次のすべて。【いずれもコピー可】<br>(1) 次の3点の記載がある医師の診断書<br>① 就労困難であること<br>② 就労困難の期間が3か月以上であること<br>③ 就労困難な状況が開始した年月日<br><br>(2) 傷病休職中であることの証明書<br>（休職開始日及び終了日の記載があるもの） | 申請者→学校→JASSO |       |

※1 上表(2)の証明書は勤務先の任意の様式で構いませんが、勤務先が差し支えない場合はJASSO所定様式「(様式) 休職証明書(家計急変採用提出用)」をご利用ください。

※2 個人事業主等は上表(2)の証明書として、JASSO所定様式「(様式) 事故又は病気により離職し3か月以上就労が困難な場合の申告書」を作成し、提出してください。

**■収入に関する証明書類**

| 必要書類  | 提出先          | チェック欄 |
|---|--------------|-------|
| 4. 家計急変に該当する生計維持者の全ての収入に関する証明書類【コピー可】<br>事由発生日の翌月分～申請月前月分まで（最大12か月分）<br>※事由発生日又は翌月に申請する場合は、事由発生日当月分のみ | 申請者→学校→JASSO |       |

※ 収入に関する証明書類の注意点については、「給付奨学金案内(別冊) 家計急変採用」7ページを参照してください。

■ 該当者のみ提出する書類

| 必要書類   | 提出先                 | チェック欄 |
|--|---------------------|-------|
| <p>5. 申請者本人が外国籍の場合の証明書類<br/>次の<u>いずれか</u>。</p> <p>(1) 在留カード【コピー】<br/>(2) 特別永住者証明書【コピー】<br/>(3) 住民票の写し【原本】等</p> <p>「家族滞在」の場合は、上記に加えて(4)を提出<br/>(4) 出入国記録の写し【原本】</p>                               | <p>申請者→学校→JASSO</p> |       |
| <p>6. 申請者本人が社会的養護を必要とする者の場合の<br/>証明書類<br/>次の<u>いずれか</u>。【いずれもコピー可】</p> <p>(1) 施設等在籍証明書（施設長発行）<br/>(2) 児童（里親）委託証明書（児童相談所発行）<br/>(3) 措置解除決定通知書（児童相談所発行）等</p> <p>※JASSO所定様式「施設等在籍・退所証明書」【原本】でも可</p> | <p>申請者→学校→JASSO</p> |       |
| <p>7. 「新たに生まれた子等」の数の申告書とその証明書類</p> <p>※JASSO所定様式は在学から受け取ってください。<br/>※証明書類の具体例は申告書に記載しています。</p>   | <p>申請者→学校→JASSO</p> |       |

**〔事由B：生計維持者が事故又は病気により、3か月以上、就労が困難〕  
家計急変採用の申請時に提出が必要な書類一覧（兼チェックシート）**

**■全事由共通**

| 必要書類                        | 提出先               | チェック欄 |
|-----------------------------|-------------------|-------|
| 1. 奨学金確認書兼地方税同意書【原本】        | 申請者→JASSOの指定する提出先 |       |
| 2. 給付奨学金（家計急変採用）確認事項提出書【原本】 | 申請者→学校→JASSO      |       |

※ 1～2は定期的な募集（春・秋、予約採用）により、すでに給付奨学生である場合は、提出不要です。代わりに所定様式「家計急変による支援区分変更願」を提出してください。所定様式は在学から受け取ってください。

**■家計急変事由Bに対応する証明書類**

| 必要書類  | 提出先          | チェック欄 |
|---|--------------|-------|
| 3. 次のすべて。【いずれもコピー可】<br>(1) 次の3点の記載がある医師の診断書<br>① 就労困難であること<br>② 就労困難の期間が3か月以上であること<br>③ 就労困難な状況が開始した年月日<br><br>(2) 傷病休職中であることの証明書<br>（休職開始日及び終了日の記載があるもの） | 申請者→学校→JASSO |       |

※1 上表(2)の証明書は勤務先の任意の様式で構いませんが、勤務先が差し支えない場合はJASSO所定様式「（様式）休職証明書（家計急変採用提出用）」をご利用ください。

※2 個人事業主等は上表(2)の証明書として、JASSO所定様式「（様式）事故又は病気により離職し3か月以上就労が困難な場合の申告書」を作成し、提出してください。

## ■ 収入に関する証明書類

| 必要書類  | 提出先          | チェック欄 |
|---|--------------|-------|
| <p>4. 家計急変に該当する生計維持者の全ての収入に関する証明書類【コピー可】</p> <p>事由発生日の翌月分～進学月の前月分まで<br/>(12か月を超える場合は、進学月の前月以前の直近12か月分)</p> <p>(例) ● 2025年5月に家計急変事由が発生、2026年4月に進学、5月に申請した場合<br/>→2025年6月～2026年3月分の給与明細書等</p> <p>● 2025年2月に家計急変事由が発生、2026年4月に進学、6月に申請した場合<br/>→2025年4月～2026年3月分の給与明細書等<br/>(最大12か月分のため)</p> | 申請者→学校→JASSO |       |

※ 収入に関する証明書類の注意点については、「給付奨学金案内(別冊)家計急変採用」7ページを参照してください。

## ■ 該当者のみ提出する書類

| 必要書類  | 提出先          | チェック欄 |
|---|--------------|-------|
| <p>5. 申請者本人が外国籍の場合の証明書類</p> <p>次のいずれか。</p> <p>(1) 在留カード【コピー】</p> <p>(2) 特別永住者証明書【コピー】</p> <p>(3) 住民票の写し【原本】等</p> <p>「家族滞在」の場合は、上記に加えて(4)を提出</p> <p>(4) 出入国記録の写し【原本】</p>                       | 申請者→学校→JASSO |       |
| <p>6. 申請者本人が社会的養護を必要とする者の場合の証明書類</p> <p>次のいずれか。【いずれもコピー可】</p> <p>(1) 施設等在籍証明書(施設長発行)</p> <p>(2) 児童(里親)委託証明書(児童相談所発行)</p> <p>(3) 措置解除決定通知書(児童相談所発行)等</p> <p>※JASSO所定様式「施設等在籍・退所証明書」【原本】でも可</p> | 申請者→学校→JASSO |       |
| <p>7. 「新たに生まれた子等」の数の申告書とその証明書類</p> <p>※JASSO所定様式は在学から受け取ってください。</p> <p>※証明書類の具体例は申告書に記載しています。</p>   | 申請者→学校→JASSO |       |

(2026.04)

**〔事由B：生計維持者が事故又は病気により、3か月以上、就労が困難〕  
家計急変採用の申請時に提出が必要な書類一覧（兼チェックシート）**

**■全事由共通**

| 必要書類                        | 提出先               | チェック欄 |
|-----------------------------|-------------------|-------|
| 1. 奨学金確認書兼地方税同意書【原本】        | 申請者→JASSOの指定する提出先 |       |
| 2. 給付奨学金（家計急変採用）確認事項提出書【原本】 | 申請者→学校→JASSO      |       |

※ 1～2は定期的な募集（春・秋、予約採用）により、すでに給付奨学生である場合は、提出不要です。代わりに所定様式「家計急変による支援区分変更願」を提出してください。所定様式は在学から受け取ってください。

**■家計急変事由Bに対応する証明書類**

| 必要書類  | 提出先          | チェック欄 |
|---|--------------|-------|
| 3. 次のすべて。【いずれもコピー可】<br>(1) 次の3点の記載がある医師の診断書<br>① 就労困難であること<br>② 就労困難の期間が3か月以上であること<br>③ 就労困難な状況が開始した年月日<br><br>(2) 傷病休職中であることの証明書<br>（休職開始日及び終了日の記載があるもの） | 申請者→学校→JASSO |       |

※1 上表(2)の証明書は勤務先の任意の様式で構いませんが、勤務先が差し支えない場合はJASSO所定様式「（様式）休職証明書（家計急変採用提出用）」をご利用ください。

※2 個人事業主等は上表(2)の証明書として、JASSO所定様式「（様式）事故又は病気により離職し3か月以上就労が困難な場合の申告書」を作成し、提出してください。

**■収入に関する証明書類**

| 必要書類  | 提出先          | チェック欄 |
|---|--------------|-------|
| 4. 家計急変に該当する生計維持者の源泉徴収票又は確定申告書（控）等（いずれも2025年1月～2025年12月分）【コピー可】 | 申請者→学校→JASSO |       |

※1 収入に関する証明書類の注意点については、「給付奨学金案内（別冊）家計急変採用」7ページを参照してください。

※2 進学が2026年10月～2027年3月で、家計急変事由発生が2024年1月～12月の場合は、家計急変採用に申請できません。定期的な募集（春・秋）への申請をご検討ください。

■ 該当者のみ提出する書類

| 必要書類   | 提出先                 | チェック欄 |
|--|---------------------|-------|
| <p>5. 申請者本人が外国籍の場合の証明書類<br/>次の<u>いずれか</u>。</p> <p>(1) 在留カード【コピー】<br/>(2) 特別永住者証明書【コピー】<br/>(3) 住民票の写し【原本】等</p> <p>「家族滞在」の場合は、上記に加えて(4)を提出<br/>(4) 出入国記録の写し【原本】</p>                               | <p>申請者→学校→JASSO</p> |       |
| <p>6. 申請者本人が社会的養護を必要とする者の場合の<br/>証明書類<br/>次の<u>いずれか</u>。【いずれもコピー可】</p> <p>(1) 施設等在籍証明書（施設長発行）<br/>(2) 児童（里親）委託証明書（児童相談所発行）<br/>(3) 措置解除決定通知書（児童相談所発行）等</p> <p>※JASSO所定様式「施設等在籍・退所証明書」【原本】でも可</p> | <p>申請者→学校→JASSO</p> |       |
| <p>7. 「新たに生まれた子等」の数の申告書とその証明書類</p> <p>※JASSO所定様式は在学から受け取ってください。<br/>※証明書類の具体例は申告書に記載しています。</p>   | <p>申請者→学校→JASSO</p> |       |